

熊本県公報

第 1 1 4 7 1 号
平成 18 年 10 月 23 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
- 地方税法第 396 条第 3 項に規定する証票を定める規則の制定公布…… (市町村総室) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)…………… (高齢者支援総室) 3
- " (介護予防訪問介護)…………… (") 3
- 公 告
- 開発行為工事完了…………… (建 築 課) 3
- 訓 令
- 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正…………… (会 計 課) 3
- 登 載 依 頼
- 平成 18 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (土木技術管理室) 4
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務課) 4
- 熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程…………… (") 5
- 第 125 回熊本県都市計画審議会の開催…………… (熊本県都市計画審議会事務局) 5

規 則

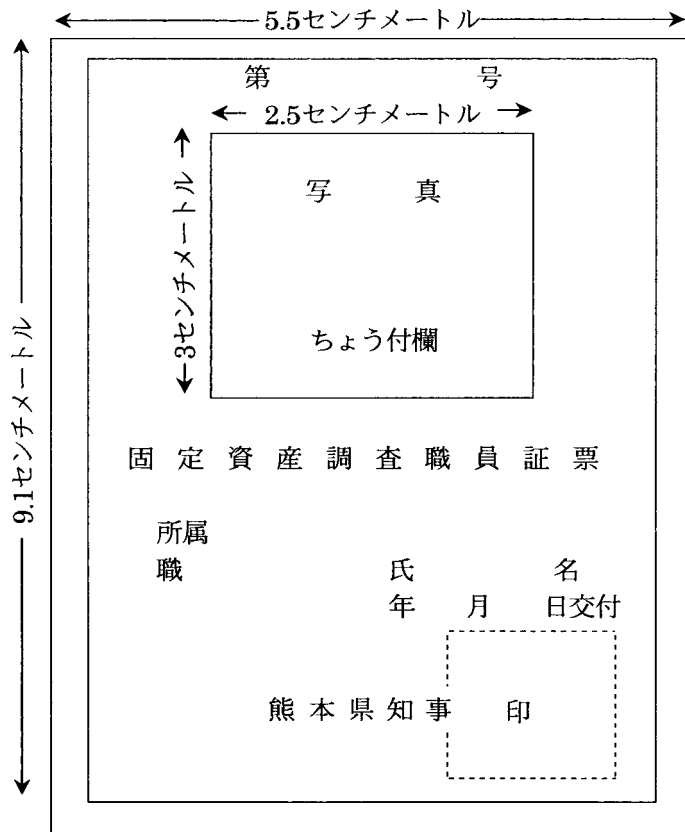
地方税法第 396 条第 3 項に規定する証票を定める規則をここに公布する。
平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 75 号

地方税法第 396 条第 3 項に規定する証票を定める規則
地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 396 条第 3 項に規定する熊本県の職員の身分を証明する証票の様式を次のように定める。

表



裏

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抜粋

第三百九十六条 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第四百一条第四号の助言又は第四百十九条第一項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者、第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 1077 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------------|---------------|------------------|
| しらゆり 熊本市大江三丁目 9 番 6 号 | フラワーケアライフ株式会社 | 平成 18 年 10 月 6 日 |

熊本県告示第 1078 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------------|---------------|------------------|
| しらゆり 熊本市大江三丁目 9 番 6 号 | フラワーケアライフ株式会社 | 平成 18 年 10 月 6 日 |

公 告

熊本県公告第 772 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市瓦屋町字後田 2363 番 1、同 2374 番 1、同 2375 番 1、同 2376 番 1 及び同 2376 番 5
3,533.71 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
人吉市瓦屋町 1748 番地
梅田康夫

訓 令

熊本県訓令第 50 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和 60 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 11 号様式（注意）3 を次のように改める。

- 3 教示

- (1) この督促状について不服があるときは、本状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により知事に対し審査請求又は異議申立てをすることができます。
- (2) この督促状の取消しの訴えは、この処分についての審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（歳入徴収者の別に応じ、熊本県知事、熊本県教育委員会又は熊本県公安委員会が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を経た後でなければ、提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決又は決定を経ないでも提起することができます。
- ① 審査請求又は異議申立てがあった日から 3 か月を経過しても判決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 別記第 11 号様式（注意）4 中「場合は、行き違いになったものと思われるので、あしからず」を「ときは、行き違いになっている場合ですから」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する別記第 11 号様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

登 載 依 頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 4 号

平成 18 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 2 日（木）
13 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成 18 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6052）

熊本県公営企業管理規程第 12 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程（昭和 38 年電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 4 項中「午後零時 15 分まで」を「正午まで」に、「午後 5 時 15 分まで」を「午後 5 時 30 分まで」に改める。
- 第 2 条の 2 中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改める。
- 第 5 条中「午後零時 15 分から」を「正午から」に改める。
- 第 6 条を次のように改める。
- 第 6 条 削除
- 第 11 条第 7 項中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」「、半日」及び「半日を単位とし

て与えられた休暇を日に換算する場合は 2 回の休暇をもって 1 日とし、」を削り、同条第 8 項を削る。

第 14 条第 3 項中「、半日」及び「(再任用短時間勤務職員にあっては、1 日又は 1 時間)」を削る。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 13 号

熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程
熊本県企業局当直規程(昭和 48 年公営企業管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「午後 5 時 15 分から」を「午後 5 時 30 分から」に改め、同条第 3 項中「午後 5 時 15 分まで」を「午後 5 時 30 分まで」に改める。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県都市計画審議会公告第 1 号

第 125 回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成 18 年 10 月 23 日

熊本県都市計画審議会

幹事 土木部長 渡 邊 俊 二

- 1 開催日時
平成 18 年 10 月 31 日(火曜日)
午前 10 時から
- 2 開催場所
熊本県庁新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 議題
審議
(1) 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
(木くず破碎施設)【熊本都市計画区域】
(2) 八代都市計画臨港地区の変更の件
(八代港臨港地区)【八代都市計画区域】
(3) 玉名都市計画道路の変更の件
(築地大倉線)【玉名都市計画区域】
報告
(1) まちづくり三法の改正について
(2) 都市計画道路の見直し状況について
(3) 市街化調整区域における開発等立地基準について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合してください。
(2) 受付時間は、審議会開会の 1 時間前から 10 分前までとします。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができます。
- 6 非公開の審議案件
3 の議題中審議(1)の議案については、非公開の審議であり、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部都市計画課計画調整係)
(電話 096-333-2520 内線 6178)

